

若者応援給付金申請にかかるチェックリスト

1 就業形態

⑦ ⑥以外に市町村が認めた起業

2 要件一覧

※以下の項目の全てに該当する必要があります。

■移住元の要件

☐	住民票を移す直前に連続して1年以上、三大都市圏等に在住し、かつ、三大都市圏等の事業所へ通勤していたこと。
--------------------------	--

■移住先の要件

☐	県内市町村に転入したこと。
☐	県において若者U I Jターン促進事業の詳細が公表された後に転入したこと。
☐	県内への転入時において、29歳以下であること。 ※転入した年度の3月末までに30歳となる者を含みます。 (4月1日が誕生日の方については、前日の3月31日に次の年齢を迎えるものとします。)
☐	若者応援給付金の申請時において、転入後1年以内であること。
☐	転入先の市町村に、若者応援給付金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。 ※申請日から5年以内に転出した場合、若者応援給付金を受給した市町村に返還していただきます。

■就業先の要件

☐	県において若者U I Jターン促進事業の詳細が公表された後に、個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
☐	県内において法人の登記又は個人事業の開業の届出を行う者であること。
☐	設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
☐	若者応援給付金の申請日から5年以上、申請を行う者が代表する会社等を継続する意思を有していること。
☐	対象となる事業について、商工会等支援機関による創業、経営支援等を継続して受ける意思を有していること。
☐	当該地域におけるサービスの供給が十分ではなく、地域コミュニティの維持に必要な事業であること。
☐	提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。
☐	県内で実施する事業であること。
☐	県において若者U I Jターン促進事業の詳細が公表された後に、新たに起業する事業であること。
☐	若者応援給付金の申請前に、本人確認書類及び商工会等支援機関の支援を受けて作成した事業計画書を市町村に提出し、市町村長の承認を得た事業であること。
☐	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む事業でないこと。

■その他の要件

☐	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
☐	日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
☐	申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金及び若者応援給付金を受給していないこと。ただし、移住支援金及び若者応援給付金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町村が認める場合を除く。
☐	県税に未納がないこと。